

■海津木苑建設工事発注仕様書（抜粋）

第6節 契約不適合責任

- ・設計、施工及び材質、構造上の欠陥による全ての破損、故障等は受注者の負担にて速やかに補修、改造、改善または取替を行うものとする。
- ・契約不適合責任の有無については、受注者が契約不適合検査を行い、その結果を基に判定するものとする。

1. 契約不適合責任

1) 設計の契約不適合責任

設計の契約不適合責任期間は原則として、引渡後10年間とする。

この期間内に発生した設計の契約不適合責任は、設計図書に記載した施設の性能及び機能、主要装置の耐用に対して、すべて受注者の責任において改善するものとする。

2) 施工の契約不適合責任

施工の契約不適合責任期間は原則として以下のとおりとする。

(1) 処理設備工事関係

処理設備工事関係は引渡後3年間とするが、水槽防食は10年間とする。

(2) 建築工事関係（建築機械設備、建築電気設備を含む）

建築設備工事関係は引渡後3年間とするが、建物外壁は5年間、建物屋根防水は10年間とする。

2. 性能等適合確認検査

受注者は、契約不適合の有無に関わらず年1回以上、3年間（年度末を予定）、土木・建築設備、機械設備、電気・計装設備の各専門員により性能等適合確認検査を実施する。

性能等適合確認検査の判定は、性能等適合検査要領書により行うものとし、契約不適合と認められる部分については受注者の責任において改善、補修する。

3. 性能等適合確認検査要領書

受注者は、あらかじめ「性能等適合確認要領書」を市に提出し、承諾を受ける。

4. 性能等適合確認の基準

性能等適合確認の基本的な考え方は以下の通りとする。

- ① 運転上支障がある事態が発生した場合（運転を継続できない場合）
- ② 構造上・施工上の欠陥が発見された場合
- ③ 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり等が発生し、著しく機能が損なわれた場合
- ④ 性能に著しい低下が認められた場合

5. 性能不適合の改善、補修

契約不適合責任期間中に生じた不適合箇所は、市が指定する時期までに受注者が無償で改善・補修する。